

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 南部町 (都道府県: 鳥取県)

本事業の担当部局名 企画政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	南部町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~ 令和5年3月31日	事業開始年度	令和4 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,200,000 円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)		
	南部町では、出生数の減少に歯止めをかけ、転入者の増加により、小学校に入学する児童数を維持していくため、平成26年度より「結婚支援」「子育て支援」「暮らしやすさ支援」の3本の柱による分野別の各施策により「少子化対策プロジェクト」を展開している。 この中で、結婚支援については、令和4年の婚姻数が14件、婚姻率が1.35%と日本全体の婚姻率(4.2%)と比べても低い状況にあり、緊急に対策を講じる必要がある。		
	(本個別事業における現状と課題)		
個別事業の内容 ※(注)3	婚活イベントを中心とした結婚支援施策により、婚姻率や婚姻数の増加をめざす一方で、新婚世帯に対する施策は、賃貸住宅入居奨励金と家賃補助の経済的支援のみであった。		
	(課題への対応)		
今後、新婚世帯の引っ越し費用の一部補助を新規に実施することで、新婚世帯の転出抑制と転入の動機づけとし、町が少子化対策でめざす目標達成に寄与することをめざす。			
<p>[事業概要] 新規に婚姻した世帯に対し、婚姻に伴う引越費用に対する支援を実施する。</p> <p>[支援対象・額] 新婚世帯を対象とし、引越費用を1世帯あたり最大30万円支給する。</p> <p>[支給対象となる費用] 令和5年4月から令和6年3月末までに、引越業者又は運送業者に支払った引越費用(1世帯1回のみ) ＜対象外＞レンタカー等により自分で引っ越しした費用、友人等に頼んで引越しをした費用、不用品の処分費用等</p> <p>[対象要件] 令和5年3月から令和6年3月末までの間に婚姻届を提出した新婚世帯で、以下の要件全てを満たす方 ①南部町内に新居があること ②夫婦ともに町内に住所を有すること ③過去1年間における夫婦の所得の合計が500万円未満であること ④婚姻日の年齢が夫婦いずれも満39歳以下であること ⑤町税その他町に納付すべき料金の滞納がないこと ⑥以前に当該支援金を受けていないこと</p> <p>[広報] 町ホームページ、広報誌に掲載予定 役場2庁舎の総合窓口付近にてチラシを配架する。 総合窓口へ婚姻届を提出された方、婚姻届用紙を取りに来られた方、婚姻に関する相談に来られた方にチラシをお渡しする。</p> <p>[次年度へ向けて] アンケート結果や実績を基に目標に届かなかった部分があれば、その部分を重点的に見直し改善する。</p>			

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	子育て応援プランの作成	%	100	100
	子育て交流室あいあいの利用者数	人	3,000	1,763
	児童館の利用者数	人	15,000	19,300
	待機児童数	人	0	0
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.25	
	婚姻件数	件	14	
	婚姻率	%	1.35	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	50	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	0
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	40	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。

①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)

③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。